

【表紙】

【提出書類】	訂正報告書
【根拠条文】	法第27条の25第4項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	家入 一真
【住所又は本店所在地】	東京都渋谷区渋谷1丁目17番1 - 1002号
【報告義務発生日】	該当事項ありません。
【提出日】	平成23年4月19日
【提出者及び共同保有者の総数(名)】	該当事項ありません。
【提出形態】	該当事項ありません。
【変更報告書提出事由】	該当事項ありません。

【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社paperboy&co.
証券コード	3633
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	大阪証券取引所

【提出者に関する事項】

個人・法人の別	個人
氏名又は名称	家入 一真
住所又は本店所在地	東京都渋谷区渋谷1丁目17番1 - 1002号
事務上の連絡先及び担当者名	株式会社paperboy&co. 総務チーム 荒木 正裕
電話番号	03-5456-2622

【訂正事項】

訂正される報告書の報告義務発生日	平成23年4月12日(変更報告書 18)
訂正内容	平成23年4月18日に提出いたしました変更報告書 18について訂正事項がありましたので、訂正報告書を提出するものであります。訂正箇所は下線を付して表示しております。

[本文]

第2 [提出者に関する事項]

1 [提出者(大量保有者) / 1]

(7) [保有株券等の取得資金]

[取得資金の内訳]

（訂正前）

自己資金額(W)(千円)	1,296
借入金額計(X)(千円)	
その他金額計(Y)(千円)	
上記(Y)の内訳	平成19年3月29日付の株式分割（普通株式1株につき100株）により9,999株取得 平成20年6月21日付の株式分割（普通株式1株につき50株）により494,900株取得 平成20年12月19日付の株式売却により100,000株処分 平成20年12月19日付の株式売却により20,000株処分 平成21年5月26日付の株式売却により20,000株処分 平成21年5月28日付の株式売却により10,000株処分 平成21年8月7日付の株式売却により20,000株処分 平成22年2月16日付の株式売却により70,000株処分 有価証券処分信託契約に基づき平成22年6月10日から平成22年8月3日までの間に30,000株処分 平成22年8月24日付の株式売却により50,000株処分 平成22年9月3日付の株式売却により15,000株処分
取得資金合計(千円) (W + X + Y)	1,296

（訂正後）

自己資金額(W)(千円)	3,850
借入金額計(X)(千円)	
その他金額計(Y)(千円)	
上記(Y)の内訳	平成19年3月29日付の株式分割（普通株式1株につき100株）により9,999株取得 平成20年6月21日付の株式分割（普通株式1株につき50株）により494,900株取得 平成20年12月19日付の株式売却により100,000株処分 平成20年12月19日付の株式売却により20,000株処分 平成21年5月26日付の株式売却により20,000株処分 平成21年5月28日付の株式売却により10,000株処分 平成21年8月7日付の株式売却により20,000株処分 平成22年2月16日付の株式売却により70,000株処分 有価証券処分信託契約に基づき平成22年6月10日から平成22年8月3日までの間に30,000株処分 平成22年8月24日付の株式売却により50,000株処分 平成22年9月3日付の株式売却により15,000株処分
取得資金合計(千円) (W + X + Y)	3,850